

基本契約書（案）に対する質問の回答

NO	頁	条	項	号	項目	質問等	回答
1	5	3	6		確認，誓約事項等	6項に記載されている「質問回答書」について，平成22年6月21日，平成22年10月25日及び平成22年11月17日公表の回答類は原則有効であると解釈してよろしいでしょうか。（原則と表記致しました理由としては，平成22年12月28日公表の募集要項において，質問回答部分が削除されたものや，質問回答と齟齬があるものがあるためです。これらの質問回答については無効と解釈します。）	見積提案書の募集（H22.5.18）以降に公表した質問への回答は，今回の回答で，内容変更した部分及び今回個別質問した部分を除き，有効であるとお考え下さい。 また，内容に齟齬がある場合には，日付が新しい回答内容が，日付が古い回答内容より優先されるとお考え下さい。
2	6	8			故障，事故等の発生時の対応	第8条第3項のとおり，運営事業者の対し，報告及び協議を義務付けることで十分だと考えます。過怠金を設ける主旨をご教示ください。また，報告等は運営事業者の責務であり，構成員が連帯責任を負うことは馴染みません。金額の設定根拠もなく，本第4,5項の削除はできないでしょうか。	報告及び協議は当然に行って頂くものであり，この遅延によりごみ処理事業が停滞する等，事業全体に影響を与え兼ねません。組合としては，ごみ処理が滞ることはあってはならないと考えているため，過怠金の課金を定めています。 また，構成員も事業の実施者のひとりとして，当然に責任ある対応をお願いします。 第8条第4項及び5項は削除しません。
3	6	7、10			乙による丙に対する損害賠償義務等の履行の保証	ここでの「委託費」とは，固定費及び変動費に係る委託費を指し，その他費用に係る委託費は含まれないと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	6	10			乙による丙に対する損害賠償義務等の履行の保証	構成員との記載があるが，全ての構成員を指すのでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	6	10	3		乙による丙に対する損害賠償義務等の履行の保証	本条文は丙の株主である構成員の連帯責任を規定したものであり，（丙解散後）新たに運営を委託された運営事業者の責めに帰すべき事由により改修等が必要な場合は該当しないとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	9	15	2		違約金等	「甲に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には，．．．」とありますが，この損害額は，第15条1項の(1)～(13)により生じた損害額を指すものと解釈すればよろしいでしょうか。	第15条1項の(1)～(13)により生じた損害額だけではありません。本契約の内容により組合に発生する損害も含まれます。
7	9	16	2		本件契約の有効期間	本条項について，要求水準書p9～12に記載の関係法令が本件契約後改正されることにより発生した遵守事項は，「本件契約の終了後に発生した本件契約に基づく義務又は責任」には該当しないものと理解します。	法令変更が発生した場合には，各契約書に従い実施されるものであるため，義務、責任は免除されるということではありません。